

(総務警察委員会)

請願第4号

警察法第79条の規定に基づく処理に関する請願書

紹介議員 山本 進章 (代表)

浦西 敦史

乾 浩之

《要 旨》

交通違反に関わって、警察官が実況見分調書や供述調書に事実でないことを書き加える行為は虚偽有印公文書作成の犯罪行為に当たります。

私は令和2年秋、警察官による実況見分調書と供述調書に事実と異なる内容を多数偽装された事案について、警察法第79条の規定に基づき、警察職員の不適切な職務執行に対し、苦情申出書を令和5年8月25日、奈良県公安委員会（以下「公安」という）殿に提出をさせていただきましたところ、後日、頂いた回答には実況見分・供述調書作成の際における取り調べ等、担当警察官の職務については、偽装も嘘も無く問題は無かったとする回答書（令和5年11月30日付）を受け取りました。

公安殿は証拠が無い場合には、警察の調査による聞き取りを信用するしかない、との判断でありました。

私は、事実を明確にするため、証拠となる実況見分時と供述調書作成時の最初から最後まで、途切れることのない録音データと、文書化したコピーを証拠として添えて再提出させていただきました。

それにより、再度受付を受理していただき、再調査（聞き取り）の運びとなりましたが、半年以上が経過した現在も奈良県警察（以下「県警」という）から公安への回答書が提出されたのか、されていないのか、私には報告がございません。

証拠を提出したにも関わらず、このような不誠実な対応は、事実隠しや不都合が生じていると受け取られても仕方ございません。

身内が身内を調べる制度には限界があるのでしょうか。実際に警察法第79条（苦情届）

は機能しない。見せかけの制度だと県民に自らに申し込んでいるように受け止められます。警官による故意的な偽装は、私と検察庁、公安を騙し、結果的に奈良運輸支局の職員を巻き込み、強引に事実を歪めた結果、実情にそぐわない免許制度を創りました。私は、本来あるべき違反（道路使用許可の無届）の罰則以上の罪（無免許運転扱い）が科せられ、その罪を償いました。公安の担当者も警官に騙されたとは言え、再審請求をしているのに、何らバックホウの調査をされなかった事は怠慢です。しっかりと市場調査なさってくれていたなら、「自動車検査証を確認すると違反行為は明らか」と有り得ない棄却理由には至らず、世の中の認識や周知内容との兼ね合いから、疑わしきは罰せず、或いは他府県との運転免許制度の扱いから、法の下での平等を鑑み、大型自動車免許取り消しにまでは至らず、他府県と異なるような後付けの免許制度の公表にも至らなかったと思われまます。警察官が起こした罪（虚偽有印公文書作成）は、私の行為以上に悪質であります。国民が警察・公安に望んでいる仕事は、正義に反する努力ではございません。県警並びに公安殿が、主張されたバックホウに対する車両法上と道交法による免許制度を裁判所は正しいと結論付け、裁判で新たな判例を生み出す結果となりました。世間の見解が相違している状況の判例で取り締まられては、私の二の舞いになります。実際にバックホウが長さ、幅、高さ、速度を測り、大型に該当させられる事など誰も知りません。販売でも小型や大型を決める基準は重量です。実際にバックホウを操作されている方の大特取得率の調査を実施されると、取得率の低い現実がわかります。

記

- 1 苦情の申し出を誠実に処理され、処理の結果を文書により、期限内には申し出者に通知されるよう公安委員会殿は警察に対し、定められた期限内に解答を求めるよう職務に務めていただく事を強く求めること。
- 2 苦情届に際して、証拠となる録音等があった場合には、速やかに適切な対応を図り、犯罪行為に至っては、隠ぺいを許さず、事実に基付き、法に照らした処罰をされるよう指導を求めること。
- 3 他府県との交通違反の取り扱いについて、相違等がみられる場合には、足並みを揃える判断も検討されること。
- 4 公道上の安全性の担保から、必要とする運転免許に関しては、実際操作する車両に応

じた技量は図られておりません。技量も重視され、道交法の趣旨が伴うこと。

- 5 再審請求に訴える当事者は、あらゆる点で納得できない扱われ方があると察します。公安殿は、実況見分調書や供述調書の文面から、常識的に判断した場合において、故意性や不自然さから、疑問等が生じた場合は自らも調査等を行い、より慎重に業務に務めていただきますよう強く求めること。

以上